諸外国の電波防護に関する規制の動向について

表 1 各国(地域)における公衆ばく露の電波防護規制の分類

No.	国(地域)名			ICNIRPの参考レベ ル準拠+安全係数		規制周波数
NO.	国(地域)石		勧告 (自主規制)	法的規制	法的規制	の範囲
01	米国 (2006/2010/2013)				0	300 kHz ∼ 100 GHz
02	カナダ (2006/2010)				0	3 kHz ∼ 300 GHz
03	フィンランド (2006/2010/2013)	0				0 Hz ∼ 300 GHz
04	スウェーデン (")	EEA	Δ			"
05	ノルウェー (")	0				"
06	デンマーク (")	EEA	Δ			"
07	オランダ (")	EEA	Δ			"
08	ベルギー (")				*	ブ [・] リュッセル首都地域とワロン地域: 0.1 MHz ~300 GH フラント [・] ル地域:10 MHz ~300 GH
09	フランス (")	0				0 Hz ∼ 300 GHz
10	英国 (")	0				IJ
11	ドイツ (")	0				IJ
12	オーストリア (")	EEA	A			IJ
13	スイス (")			*		"
14	イタリア (〃)			*		"
15	ギリシャ (")			*		11
16	スペイン (")	0				11
17	ロシア (")				*	30 kHz ∼ 300 GHz
18	ポーランド (")				*	0 Hz ∼ 300 GHz
19	チェコ (")	0				11
20	ハンガリー (")	0				11
21	ルーマニア (")	0				JJ
22	ブルガリア (″)				*	$30 \mathrm{kHz} \sim 30 \mathrm{GHz}$
23	クロアチア (")			*		0 Hz ∼ 300 GHz
24	オーストラリア (2006/2010)	0				3 kHz \sim 300 GHz
25	ニュージーランド (")					IJ
26	韓国 (")	0				0 Hz ∼ 300 GHz
27	中国 (")				*	100 kHz ∼ 300 GHz
28	台湾 (2006)		Δ			0 Hz ∼ 300 GHz
29	シンガポール (2006)		Δ			50 Hz ∼ 26 GHz
30	フィリピン (2006/2010)	0				3 kHz \sim 300 GHz
31	マレーシア (2006)		Δ			0 Hz ∼ 300 GHz
32	タイ (2006/2010)	0				9 kHz ∼ 300 GHz
33	インド (")		Δ			0 Hz ∼ 300 GHz
34	トルコ (")			*		$10 \mathrm{kHz} \sim 60 \mathrm{GHz}$
35	ブラジル (")	0				9 kHz ∼ 300 GHz
36	南アフリカ (")		Δ			0 Hz ∼ 300 GHz

網掛けの国(地域):ICNIRP ガイドラインの参考レベル準拠の国(地域)。

〇、※: 法的規制。※: ICNIRP ガイドラインより厳しい規制。

△、▲: 勧告(自主規制)。▲: 法的文書・行政指導等の引用・適用で強制化可能。

EEA: 勧告(自主規制)ではあるが、EEA 加盟国のため R&TTE 指令の EN(欧州規格)で法的規制。

表 2 各国(地域)における比吸収率 SAR¹ の制定状況:(a)~(c)

(a) ICNIRP ガイドライン(1998 年) の SAR

	周波数範囲	全身平均 SAR (W/kg)	頭部・胴体の局所最大 SAR(W/kg)	四肢の局所最大 SAR(W/kg)	SAR の平 均値を求				
		(W/kg/	生体組織 10g 平均	生体組織 10g 平均	める時間				
公衆ばく露	$100\text{kHz}\sim 10\text{GHz}$	0.08	2	4	6分				
職業ばく露	100kHz∼10GHz	0.4	10	20					
	・欧州(2006/2010/2013)または(2006/2013): EU 加盟国、ノルウェー、								
公衆ばく		スイス ()	自主的に準拠)、ギリシ	/ャは上表の 70%値	と 60%値				
露 SAR	・オセアニア(20	006/2010) : >	オーストラリア、ニュ	ージーランド(勧告)	ı				
準拠国	・アジア:シンガポール(勧告)(2006)、フィリピン(2006/2010)、								
	マレーシア(勧告)(2006)、タイ(2006/2010)、インド(2006/2010)								
	・その他:ブラ	ジル(2006/20	010)、南アフリカ(勧告	7)(2006/2010)					

(注) 欧州の EEA 協定加盟国 (EU 加盟国とノルウェー) は国内の SAR 規定の有無に関わらず、R&TTE 指令の EN (欧州規格) により、ICNIRP ガイドラインの SAR に強制的に準拠。ロシア(2006/2010/2013)、台湾(2006)、トルコ(2006/2010)では SAR の規定はない。

(b) IEEE 規格(IEEEStd C95.1-1991)の SAR

	周波数範囲	全身平均 SAR (W/kg)	頭部・胴体の局所最大 SAR(W/kg) 生体組織 1g 平均	四肢の局所最大 SAR(W/kg) 生体組織 10g 平均	SAR の平 均値を求 める時間
公衆ばく露	100kHz∼6GHz	0.08	1.6	4	6分 or 30 分
職業ばく露	100kHz∼6GHz	0.4	8	20	6分
準拠国	,		13)、カナダ(2006/2010) 露の 1.6 W/kg のみ) (2		

⁽注) 周波数範囲は、国により上表の IEEE 規格とは異なる場合がある。改定規格 IEEE Std C95.1-2005 (2006.04.19 発行)では、上記(a) ICNIRP ガイドライン (1998 年)と同じ SAR 値となったが、上記3ヵ国は SAR 値の改定には至っていない (2013 年度末現在)。

(c) 独自データに基づく SAR

	周波数範囲	全身平均 SAR (W/kg)	頭部・胴体の局所最大 SAR(W/kg)	四肢の局所最大 SAR(W/kg)	SAR の平 均値を求 める時間
公衆ばく露	100kHz∼300GHz	0.02	_	_	6分
職業ばく露	100kHz∼300GHz	0.01	_		
準拠国	・アジア:中国				

(参考) 各社携帯電話端末機の機種別 SAR をまとめた一覧表のウェブサイト

多くの機種の SAR 値を定期的収集し一覧表にまとめて表示・更新しているサイト: (ドイツ連邦環境・自然保護・原子炉安全省の連邦放射線防護局 BfS) http://www.bfs.de/de/elektro/strahlenschutz_mobilfunk/schutz/vorsorge/SAR_Werte.pdf

¹ SAR (Specific Absorption Rate 非吸収率):電磁界に生体をばく露したとき、単位質量あたりに生体組織に吸収される電力 W/kg。約 100kHz 以上の周波数で、ばく露量測定に使われる。

表3 各国(地域)の電波防護規制 (1)

国(地域)名		米国 (2006/2010/2013)	カナダ (2006/2010)	フィンランド (2006/2013)	スウェーデン (2006/2010/2013)	ノルウェー (2006/2010/2013)	デンマーク (2006/2010/2013)
規制制定の	の政府機関	FCC (連邦通信委員会)	連邦保健省、連邦産業省、連邦人材開発省	社会政策·保健省 (放射線·原子力安全庁)	環境省(放射線安全庁)、 雇用省(労働環境庁)	保健省(放射線防護庁)、 運輸·通信省 (郵便·電気通信庁)	産業·発展省(産業庁)、 雇用省(労働環境庁)、 保健省(保健医薬品局)
規制の 種類	公衆ばく露	法的規制	法的規制	法的規制	・勧告(自主規制)(EEA で強制) ・マイクロ波乾燥規則 (法的規制)	法的規制	勧告(自主規制) (EEA で強制)
1里炽	職業ばく露	法的規制	法的規制	法的規制	法的規制	法的規制	勧告 (ICNIRP ガイドライン適用)
規制の	の根拠	・NCRP ガイドライン ・SAR: ANSI/IEEE 規格	独自 IEEE, ICNIRP 等参考	EU 理事会勧告 (ICNIRP ガイドライン)	・勧告:EU 理事会勧告 (ICNIRP ガイドライン) ・職業ばく露:IRPA/INIRC	EEA(欧州経済領域)協定 EU 理事会勧告(ICNIRP)	EU 指令 1999/5/EC EU 理事会勧告(ICNIRP)
法令・ガ			(1991 年, 1999 年改定) ・周波数管理・電気通信政 策文書(1995 年以降) ・労働法第2部10.26 (1985	修正(500/2013)を含む. ・非電離放射線ば<露制 限の決議(1474/91): 100kHz~300 GHz		器の EEA 要求事項の規則 (2000.6 の 628 号): 最終修正 (2010.4.22 の 581 号)を含む.	・無線機器および電気通信 端末機器と電磁事項の法 令(2000.4.5の232号): 修正 (2007.1.10の27号)を含む ・無線機器および電気通信 端末機器と電磁事項の政 令(2001.9.10の791号)
周波数範囲	公衆ばく露	300 kHz∼100 GHz	3 kHz∼300 GHz	0 Hz∼300 GHz	0〜300 GHz マイクロ波乾燥: 10 MHz〜150 GHz	0 Hz∼300 GHz	0 Hz∼300 GHz
	職業ばく露	300 kHz∼100 GHz	3 kHz∼300 GHz	100 kHz∼300 GHz	3 MHz∼300 GHz	0 Hz∼300 GHz	0∼300 GHz
公衆ばく露	全身平均	0.08 W/kg	0.08 W/kg	0.08 W/kg	0.08 W/kg	0.08 W/kg	0.08 W/kg
公家はく路 SAR	頭部・胴体 の局所最大	1.6 W/kg(1g 平均)	1.6 W/kg(1g 平均)	2 W/kg(10g 平均)	2 W/kg(10g 平均)	2 W/kg(10g 平均)	2 W/kg(10g 平均)
公衆ばく露 規制値	基地局 900MHz	(47.6 V/m), 600 μW/cm ²	47.6 V/m, 600 μW/cm ²	41 V/m, 450 μW/cm ²	41 V/m, 450 μW/cm ²	41 V/m, 450 μW/cm ²	41 V/m, 450 μW/cm ²
()内: 換算値	基地局 1800MHz	(61.4 V/m), 1000 μW/cm ²	61.4 V/m, 1000 μW/cm ²	58 V/m, 900 μW/cm ²	58 V/m, 900 μW/cm ²	58 V/m, 900 μW/cm ²	58 V/m, 900 μW/cm ²
備	i考	る IEEE 規格は 2006 年 4 月	・安全規定 6 は勧告であるが、法的文書・規則に引用され、法的に強制化されている	_	・マイクロ波乾燥規則は、北欧特 有の規制 ・旧庁の規則(SSI FS)を新庁の規 則(SSM SF)として順次発行	より、携帯電話の基地局と端末	

表 4 各国(地域)の電波防護規制 (2)

		T		の电波的設況制(4	,		T	
国(州	地域)名	オランダ	ベルギー	フランス	英国	ドイツ	オーストリア	
	区域/石	(2006/2010/2013)	(2006/2010/2013)	(2006/2010/2013)	(2006/2010/2013)	(2006/2010/2013)	(2006/2010/2013)	
		社会基盤·環境省、	連邦政府(公衆衛生省、経済省、労働省)、	生産再建省、労働·雇用·	イングランド公衆衛生庁	連邦環境・自然保護・		
規制制定	の政府機関	保健・福祉・スポーツ省、	ブリュッセル首都地域政府環境管理機関、	職業訓練·社会対話省	(健康保護庁-	原子炉安全省、	オーストリア規格協会	
		経済省(無線通信庁)	フランドル地域政府環境省、ワロン地域政府環境省		放射線防護部)	連邦経済・エネルギー省		
		61 d. (d.) 10 d.d)					勧告(自主規制)(法文	
I H dist -	公衆ばく露	勧告(自主規制)	アンテナに関し3地域別の法的規制	法的規制	法的規制	法的規制	書等に引用可能)	
規制の		(EEA で強制)					(EEA で強制)	
種類		19.1.1	(B. 1.)	19.1.3.	勧告(自主規制)(行政		勧告(自主規制)(法文	
	職業ばく露	規定なし	規定なし	規定なし	指導に適用可能)	規定なし	書等に引用可能)	
		EU 理事会勧告(IC	EU 理事会勧告(ICNIRP ガイドライン)の	EU 理事会勧告	EU 理事会勧告	EU 理事会勧告	EU 理事会勧告	
規制の	の根拠	NIRP ガイドライン)	参考レベルの 50% 値または 7.3% 値	(ICNIRP ガイドライン)	(ICNIRP ガイドライン)	(ICNIRP ガイドライン)	(ICNIRP ガイドライン)	
		・国家アンテナ政策:	・2009 年最高裁判決:電磁界ばく露防護(環境事	無線通信施設の公衆	·R&TTE 規則(2000 年)	•連邦環境汚染防止法	・準規格 ÖVE/ÖNORM	
		4 省で策定(2000.12)	項)は連邦政府ではなく地方政府に管轄権がある	ばく露の政令(2002年)	・電磁界ばく露制限の勧告	(1974年)	E8850: 0~300GHz Ø	
		・国家アンテナ政策協	・ブリュッセル:非電離放射線による悪影響や有	・携帯電話端末機の適	他級がはく路前所以の御日 (0~300 GHz)	・連邦環境汚染防止法の	電界・磁界・電磁界-人	
		定:事業者、政府・地	害性に対する環境保護の条例(0.1 MHz -300	合評価の省令(2003年)	(NRPB:Vol.15-2, 2004 年)	第 26 実施政令(1996 年)	単が、域が、 単が、域が、 単域が・ 人 体ばく露制限(2006年)	
電波(法	護規制の	方自治当局間(2001)	音性に対する原境保護の未例(0.1 MHZ -500 GHz) 2007 年.	・携帯電話端末機のば	・電磁界ばく露制限の科学	2013年改定.	一ÖNORM SF1119:	
	イドライン	- カロロヨ 同間(2001) - 一般規則環境法(制	・フランドル:電磁波送信の固定的・一時的設置	く露制限値決定の政令	的証拠の論評(0~300		-ONORM SF1119: 0~30 kHz (1994 年)と	
					所証拠の論評(0~300 GHz)(NRPB: Vol.15 -3,	・電磁界の制限に対する	0~30 kHz (1994 年)と 一ÖNORM SF1120:	
(制定/	グイグ (発効年)	定 2008; 発効 2010)	アンテナに関し 1995 年政令を修正する政令(10	(2003年)	(NRPB: Vol.13 -3, 2004年)	証明手続きの政令		
		・国家アンテナ政策協	MHz-10 GHz)2010 年	・無線端末機器のSAR	2004 年) - NRPB 勧告(1993 年)は	(9 kHz~30 GHz)	30 kHz ~3000 GHz	
		定:アンテナ設置許可	・ワロン:固定送信アンテナの非電離放射線によ	表示に関する政令		(2002年) 2013年改定	(1992年)の2規格は	
		不要(2010)	る悪影響や有害性に対する防護の政令(0.1	(2010年)	2004 年廃止		2006 年廃止	
			MHz -300 GHz) 2009 年					
			ブリュッセル: 0.1 MHz~300 GHz					
周波数	公衆ばく露	0∼300 GHz	フランドル: 10 MHz~10 GHz	0∼300GHz	0∼300 GHz	0∼300 GHz	0∼300 GHz	
範囲			ワロン: 0.1 MHz~300 GHz					
	職業ばく露	規定なし	規定なし	規定なし	0∼300 GHz	規定なし	0∼300 GHz	
	全身平均	(規定なし)EN 準拠:	EN 準拠:0.08 W/kg, フランドル:0.001 W/kg	0.08 W/kg	0.08 W/kg	(規定なし)EN 準拠:0.08	0.08 W/kg	
公衆ばく露		0.08 W/kg	· ·	0.00 1171119	oloo wag	W/kg	0.00 W.ng	
SAR	頭部・胴体	EN 準拠:	(連邦政府管轄)EN 準拠:	2 W/kg(10g 平均)	2 W/kg(10g 平均)	EN 準拠:	2 W/kg(10g 平均)	
	の局所最大	2 W/kg(10g 平均)	2 W/kg(10g 平均)	2 W/Kg (10g 29)	2 W/Kg (10g 23)	2 W/kg(10g 平均)	2 W/kg(10g 55)	
			ブリュッセル: 3 V/m, 2.4 μW/cm ²					
	基地局	41V/m, 450 μW/cm ²	フランドル(複数ア): 21 V/m, 113 μW/cm ²	41 V/m, 450 μW/cm ²	41 V/m, 450 μW/cm ²	41 V/m, 450 μW/cm ²	41 V/m, 450 μW/cm ²	
	900MHz	41 V/III, 430 μW/CIII	フランドル(単一ア): 3 V/m, 2.4 μW/cm ²	41 V/III, 430 μW/CIII	41 V/III, 430 μW/CIII	41 V/III, 430 μW/CIII	41 V/III, 430 μW/CIII	
公衆ばく露			ワロン(単一ア): 3 V/m, 2.4 μW/cm ²					
規制値			ブリュッセル: 3 V/m, 2.4 μW/cm ²					
	基地局	58 V/m, 900 μW/cm ²	フランドル(複数ア): 29 V/m, 225 μW/cm ²	58 V/m, 900 μW/cm ²	58 V/m, 900 μW/cm ²	58 V/m, 900 μW/cm ²	58 V/m, 900 μW/cm ²	
	1800MHz	58 V/m, 900 μW/cm	フランドル(単一ア): 4.2 V/m, 4.7 μW/cm ²	58 V/m, 900 μW/cm	58 V/m, 900 μW/cm	38 V/m, 900 μw/cm	58 V/m, 900 μW/cm	
			ワロン(単一ア): 3 V/m, 2.4 μW/cm ²					
	•	・2000 年以降、	・(複数ア)、(単一ア)は、複数アンテナの累積制		・R&TTE 規則により、携帯		・地域レベルの法的強	
		ICNIRP ガイドラインを	限値、単一アンテナの制限値を示す		電話の基地局と端末機は		制の電磁界ばく露規制	
備	青考	適用(EU指令	・ブリュッセル:同一ビルに3社のアンテナがあると	_	ICNIRP ガイドライン準拠が	<u> </u>	はないが、地域により、	
VIII.	• •	1999/5/EC に基づく)	き 1 社の制限値 1.5V/m (900MHz)		強制化されている		ばく露低減策の勧告等	
		1,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	・ワロン: 0.1MHz -300GHz で一定の 3V/m		324171004001		は行われている。	
		<u> </u>	> . • .0.114111Z -300011Z C /L •> 3 V/III		l		12/14540 64.00	

表 5 各国(地域)の電波防護規制 (3)

囯 (4	也域)名	スイス	イタリア	ギリシャ	スペイン	ロシア	ポーランド
国(月	E吸/石	(2006/2010/2013)	(2006/2010/2013)	(2006/2010/2013)	(2006/2010/2013)	(2006/2010/2013)	(2006/10/13)
		連邦環境・交通・エネルギー・	環境領土海域保護省、	開発·競争力省(原子力委員会)、	保健•社会事業•平等省、	連邦保健省	環境省、労働・
規制制定	の政府機関	通信省環境局、	保健省、	社会基盤・運輸・ネットワーク省、保健省、	産業・エネルギー・観光省	理形体関目 ロシア放射線防護委員会	現現有、为側・ 社会政策省、
		連邦内務省)公衆衛生局	労働·社会政策省	環境・エネルギー・気候変動省	産業・エイルイー・観儿1	ロンノ放射脉例護安貝云	红云以来有、
規制の	公衆ばく露	法的規制	法的規制	法的規制	法的規制	法的規制	法的規制
種類	職業ばく露	規定なし	法的規制	規定なし	勧告(自主規制)	法的規制	法的規制
担制	の根拠	ICNIRP+RF(無線周波)で	EU理事会勧告(ICNIRPガイドライン)	EU 理事会勧告(ICNIRP ガイドライン)+	EU 理事会勧告	独自	独自
/7/L	V71K 1/C	ICNIRP 参考レベルの 10%値	+ICNIRP 参考レベルの 10%値など	ICNIRP 参考レベルの 70%値、60%値	(ICNIRP ガイドライン)		
		·連邦環境保護法(1983 年)	・電界、磁界、電磁界のばく露に対す	・陸上の稼働アンテナから公衆を防護する措	・王令 1066/2001:公衆領域	公衆衛生疫学的規則と基準	・経済・労働・社
		·非電離放射線防護政令	る防護枠組み法(2001年)	置(0~300 GHz)(Act No.1105/2000)	の電波防護、電波の放射制	(2003年):	会政策省令
		(2000年)(2012年修正)	・100 kHz~300 GHz の電界、磁界、電	・全低周波電磁界を放射する稼働装置から公	限、放射電波に対する健康	・生産条件の電磁界	(No.217/2002,
電波防	護規制の		磁界への国民保護のばく露限界、注	衆を防護する措置(Act No.512/2002)	保護対策に関する条件制定	SanPin2.2.4.1191-03	pos.1833)
	ブイドライン		意値、品質目標の制定(2003年)	・電子通信とその他規定(LawNo3431/2006)	の規則	・無線技術送信設備の配置	•環境省令
	/ 発効年)		労働安全衛生に関する統合政令	・各アンテナからの電磁放射公衆ばく露の安	・政令 CTE/23/2002(政令	と運転の衛生学的要求	(Journal of Low No.192/2003,
(前足/	光効平)		(2008年)	全制限値適合のための測定方法(2008)	ITC749/2010 で修正): 無線	SanPiN2.1.8/2.2.4.1383-03	pos.1883)
			・国内成長のための緊急措置を導入	・電子通信・運輸・公共事業・その他の規定に	通信事業者による正確な調	・陸上移動無線通信手段の	pos.1000)
			する政令(2012年)	関する規制(Law No.4070/2012)	査と証明書類の提出に関す	配置と運転の衛生学的要求	
	T				る条件制定の規則	SanPiN.2.1.8/2.2.4.1190-03	
	公衆ばく露	\$ 0~300 GHz 0~300 GHz		陸上アンテナ:0~300 GHz	0∼300 GHz	30 kHz∼300 GHz	0∼300 GHz
周波数	五八(15 (四		0 300 6112	低周波装置:0~100 kHz	0 200 0112	20 1112 200 3112	0 000 0112
範囲	711 VIV. 19 1 7	規定なし(傷害保険会社		(5.4.)			
華色 区口	職業ばく露	SUVA は ICNIRP 準拠の規	0∼300 GHz	規定なし	0∼300 GHz	10 kHz∼300 GHz	0∼300 GHz
		定を制定し労災に対処)		(= (===================================			//- / \
	A 6. 77 IA	(規定なし)	(規定なし)EN 準拠	・一般の場所(70%): 0.056 W/kg		III == 2. 2	(規定なし)
公衆ばく	全身平均	国が自主的に EN 準拠: :0.08 W/kg		·学校·幼稚園·病院·高齢者施設 300m(60%):	0.08 W/kg	規定なし	EN 準拠:
		0.08 W/kg		0.048 W/kg			0.08 W/kg
露	頭部·胴体	(規定なし)	(規定なし)EN 準拠	・一般の場所(70%): 1.4 W/kg			(規定なし)
SAR	の局所最	国が自主的に EN 準拠:		·学校·幼稚園·病院·高齢者施設(60%):	2 W/kg(10g 平均)	規定なし	EN 準拠:
	大	2 W/kg (10g 平均) 2 W/kg (10g 平均)		1.2 W/kg			2 W/kg (10g 平均)
V m - 22 -			ルゴノ帝の田田(タクス キムレ>ー キロンロ デーォ [ロロン	・一般の場所(70%): 35 V/m, 315 μW/cm²			(10g ⊤≈)
公衆ばく	基地局	4.0 V/m, (4.2 μW/cm ²)	・ばく露限界(絶対に超過不可上限):	・学校・幼稚園・病院・高齢者施設 300m(60%):	41 V/m, 450 μW/cm ²		
露	900MHz	4.0 γ/m, (4.2 μ ν/em)	20 V/m, 100 μW/cm ² ・注意値 (4 時間以上滞在の建物内):	32 V/m, 270 μW/cm ²	41 τ/ιιι, 430 μ τ// ειι	$(6.14 \text{ V/m}), 10 \mu\text{W/cm}^2$	(6.14 V/m),
規制値		•6.0 V/m, (9.5 µW/cm ²)	6 V/m, 9.5 µW/cm ²	一般の場所 (70%): 49 V/m, 629 μW/cm ²		携帯電話端末機:	(0.14 V/III), 10 μW/cm ²
()内:	基地局	・900 MHz と 1800 MHz の混	・品質目標(戸外の多数集合場所):	・学校・幼稚園・病院・高齢者施設 300m(60%):	58 V/m, 900 μW/cm ²	$(19.4 \text{ V/m}), 100 \mu\text{W/cm}^2$	το μ νν / επι
換算値	1800MHz	成:5.0 V/m, (6.6 µW/cm ²)	6 V/m, 9.5 μW/cm ²	45 V/m, 540 μW/cm ²	30 γ/ιι, 300 μ γ/ειι		
	l	・一般:ICNIRP ガイドライン	·100kHz 以下:ICNIRP 準拠	・全陸上アンテナに対し、一般の人々の立ち	・高周波域で、カスティーリャ・	・従来からの法規制を整理し	職業ばく露規
		の参考レベルと同一	・100kHz (*) ・100	入る場所: ICNIRP 参考レベルの 70%値。学	ラ・マンチャ、カタルーニャ、ナ	て 2003 年頃に、上記一連の	制値は、3 区域
		・センシティブ使用場所	値、品質目標の3レベルで規制。	校・幼稚園・病院・高齢者施設から 300m 以	バーラの3自治州はICNIRP	「公衆衛生疫学的規則と基	(安全・中間、
		(OMEN):ICNIP 参考レベル	「注意値」適用場所:人々が連続 4	内:ICNIRPの60%値。学校等の施設の敷地	より厳しい規制:	準として発表	中間・危険要
	u. ta	の 10%値(長期間滞在する	時間以上滞在する建物内、住宅の屋	内では携帯電話基地局の設置は禁止。	27V/m, 900 MHz	730000	因、危険·危険
[建物内、住居、オフィス、学	外付属施設(バルコニー、テラス、中	・基本制限、電力密度の低減率は 70%、	38 V/m, 1800 MHz		要因)に分けて
		校、幼稚園、公園、高齢者	庭。平らな屋上は除く。	60%。高周波域の電界強度・磁界強度の低	・2012 年憲法裁判所判決:カ		それぞれ設定
		施設、病院ベッドルームな	・「品質目標」適用場所:戸外で多人	滅率は0.7、0.6の平方根の84%、77%。	スティーリャ・ラ・マンチャ州の		C. O CHORA
		ど)	数が頻繁に参集する場所(建物、常	・低周波機器:ICNIRP ガイドラインの参考レ	基地局への技術改良の要求		
			設施設)	ベルと同一	は憲法違反。		
			BA WE BA /	7. GP4			

表6 各国(地域)の電波防護規制 (4)

国(均	 地域)名	F ₂ 2	ハンガリー	ルーマニア	ブルガリア	クロアチア (2005/2010/2012)	オーストラリア
規制制定	の政府機関	(2006/2010/2013) 保健省	(2006//2013) 人材開発省(保健)、 国家開発省(通信)、	(2006/2010/2013) 保健省、労働者·家族·社会 保護省、通信·情報社会省	(2006//2013) 保健省、環境·水利省、 労働·社会政策省	(2006/2010/2013) 保健・社会福祉省、 海事・運輸・社会基盤省	(2006/2010) 放射線防護・原子力安全庁、 通信・メディア庁
規制の種	公衆ばく露	法的規制	法的規制	法的規制	法的規制	法的規制	法的規制
類	職業ばく露	法的規制	規定なし	法的規制	法的規制	法的規制	法的規制
規制	の根拠	EU 理事会勧告 (ICNIRP ガイドライン)	EU 理事会勧告 (ICNIRP ガイドライン)	ICNIRP ガイドライン CENELEC 規格	ETSI、ACGIH 等の規格	ICNIRP ガイドライン +ICNIRP 参考レベルの 40%値	ICNIRP ガイドライン
電波防護規制の 法令・ガイドライン (制定/発効年)		・非電離放射線防護の 政府規則(480/2000)・非電離放射線防護の 政府規則(1/2008)	- 0~300 GHz 電磁界公 衆ばく露の保健省令 (63/2004 EszCsM) (2008 年 1 部条項廃止、 2011 年修正含む) - 新規無線局設置の無 線許可の通信省令 (6/2004) - 37/2007. (XII. 13Dec.) ÖTM 建築計可手続きと 土地区画・建築土木書 類内容に関する政令		・公衆ばく露規制: 政令 No.9/1991(30 kHz~30 GHz) ・職業ばく露規制: 政令 No.7/1999(0~60 kHz)、 ・国家規格: -BNS14525-90 (60 kHz~300MHz); -BNS 17137-90 (0.3~300 GHz) (これら2つの 国家規格は、国立規格協会では撤回したが、政令 No.7/1999 では引用し使用)	・非電離放射線法(1999.10.7) ・都市・市街地の無線基地局最大許容放射強度の規則 1835 (2001.12.14) ・電気通信法(1999.6.30),改定(2003.8.1) ・電磁界防護政令(2003.12.30) 改定(NN041/2008) ・R&TTE の電磁界強度制限の規則(NN183/2004) ・電子通信法(NN073/2008) 改定(NN080/2013) ・非電離放射線法(NN091/2010) ・電磁界防護政令(NN098/2011) ・R&TTE の電磁界強度制限の規則中止の政令(NN089/2011)	3 kHz~300 GHz (2002 年) ・EMR 基準:無線通信(電磁 放射一人体ばく露)基準 (2003 年) ー無線通信法で強 制化
周波数 範囲	公衆ばく露	$0\sim 1.7 \text{ PHz}$ (1 PHz = 10^{15} Hz)	0∼300 GHz	0∼300 GHz	30 kHz∼30 GHz	0∼300 GHz	3 kHz∼300 GHz
単区 [21]	職業ばく露	0∼1.7 PHz	規定なし	0∼300 GHz	0∼300 GHz	0∼300 GHz	3 kHz∼300 GHz
公衆ばく露	全身平均	0.08 W/kg	0.08 W/kg	0.08 W/kg	(規定なし)EN 準拠: 0.08 W/kg	0.08 W/kg	0.08 W/kg
SAR	頭部・胴体 の局所最大	2 W/kg(10 g 平均)	2 W/kg(10 g 平均)	2 W/kg(10 g 平均)	(規定なし)EN 準拠 2 W/kg(10g 平均)	2 W/kg(10 g 平均)	2 W/kg(10 g 平均)
公衆ばく露 規制値	基地局 900MHz	41 V/m, 450 μW/cm ²	41 V/m, 450 μW/cm ²	41V/m, 450 μW/cm ²	(6.14 V/m) 10 uV/2	・センシティビティ増大場所: 16.5 V/m, 72 μW/cm² ・その他の場所: 41 V/m, 450 μW/cm²	41V/m, 450 μW/cm ²
()内: 換算値	基地局 1800MHz	58 V/m, 900 μW/cm ²	58 V/m, 900 μW/cm ²	58 V/m, 900 μW/cm ²	(6.14 V/m), 10 μW/cm ²	・センシティビティ増大場所: 23.3 V/m, 144 μW/cm ² ・その他の場所: 58 V/m, 900 μW/cm ²	58 V/m, 900 μW/cm ²
(ři	備考	_	_	_	ないが、上記規格は政	・センシティビティ増大場所(公共建物,住宅, 学校,幼稚園,病院,遊園地等): ICNIRP参考 レベルの 40%値(電力密度は 16%値)。そ の他の場所: ICNIRPの参考レベと同一	EN62209-1 と変更されたのに

表7 各国(地域)の電波防護規制 (5)

国(均	也域)名	ニュージーランド (2006/2010)	韓国 (2006/2010)	中国 (2006/2010)	台湾 (2006)	シンガポール (2006)	フィリピン (2006/2010)
規制制定	の政府機関	保健省、環境省 ニュージーランド規格協会	情報通信部、 産業資源部、労働部	衛生部、国家環境保護局、 工業情報化部	環境保護署	保健省	保健省 (健康機器技術部)
規制の 種類	公衆ばく露	勧告(自主規制) (一部自治体規則に適用)	法的規制	法的規制	勧告(自主規制)	勧告(自主規制)	法的規制
1里共	職業ばく露	勧告(自主規制)	勧告(自主規制)	法的規制	規定なし	勧告(自主規制)	法的規制
規制	の根拠	ICNIRP ガイドライン	・ICNIRP ガイドライン ・SAR: ANSI/IEEE 規格	独自データ	ICNIRP ガイドライン	ICNIRP ガイドライン	ICNIRP ガイドライン
法令•为	護規制の iイドライン [´] 発効年)	・基準 NZS2772.1-1999 無 線周波界 Part1 最大ばく 露レベル: 3kHz~300GHz (1999 年) ・無線周波送信機の影響 管理の国家ガイドライン (2000 年) ・資源管理(通信機器に関 する国家環境基準) 規則 2008(2008.9.8)	・電磁界に対するばく露の 人体防護基準(2002 年) ・EMF 測定方法(〃) ・SAR 測定方法(〃) ・基準を適用する対象機器(〃) ・電波法実行規則 26 条電 磁波強度時期とその方法 (2007.6.27) ・電波法実行令 40 条 2 電 磁波強度の報告対象無線 局基準(2007.6.27)	・環境電磁波衛生標準 (1988年) ・電磁輻射防護規程(1988年) ・超高周波作業場所衛生標準(1989年) ・作業場所超短波輻射衛生標準(1989) ・マイクロ波及び超短波通信設備輻射安全要求 (1991) ・作業場所周波数電界衛生標準(1996)	・非游離輻射環境建議値 の勧告声明(2001.1.12 環 署空字 3219 号公告)	・電磁界ばく露に関する 安全衛生ガイドライン (2001年)	・3kHz~300 GHz 無線周 波放射に対する放射線防 護基準(2004.10.11、 修正 2005.2.14)
周波数	公衆ばく露	3 kHz∼300 GHz	0∼300 GHz	100 kHz∼300 GHz	0∼300 GHz	50 Hz∼26 GHz	3 kHz∼300 GHz
範囲	職業ばく露	3 kHz∼300 GHz	0∼300 GHz	100 kHz∼300 GHz	規定なし	50 Hz∼26 GHz	3 kHz∼300 GHz
公衆ばく露	全身平均	0.08 W/kg	0.08 W/kg	0.02 W/kg	規定なし	0.08 W/kg	0.08 W/kg
SAR	頭部・胴体 の局所最大	2 W/kg(10 g 平均)	1.6 W/kg(1 g 平均)	規定なし	規定なし	2 W/kg(10 g 平均)	2 W/kg(10 g 平均)
公衆ばく露 規制値	基地局 900MHz	41V/m, 450μW/cm ²	41 V/m, 450 μW/cm ²	12 V/m,	41 V/m, 450 μW/cm ²	41 V/m, 450 μW/cm ²	41 V/m, 450 μW/cm ²
()内: 基地局 換算値 1800MHz		58 V/m, 900μW/cm ²	58 V/m, 900 μW/cm ²	$(38\mu\text{W/cm}^2)$	58 V/m, 900 μW/cm ²	58 V/m, 900 μW/cm ²	58 V/m, 900 μW/cm ²
(f	情考	・基準 NZS2772.1-1999 は、いくつかの自治体の都 市計画の規則にも適用さ れている	・現行の電磁界防護基準の 改定が検討されている ・電波法改正案が 2006 年 に議会に提出された	・2005 年末提出の携帯電 話基準草案で SAR 2W/kg を提案	・300kHz 以上の電磁界 の測定は ANSI/IEEE C95.3 -1992 に基づく	・放射線防護法(1991年)に組込むための放射線防護(無線周波放射)規則草案を作成し、法制化を準備中	・参考レベルの測定方法 は、オーストラリア測定基 準 AS2772.2- 1998 を適用

表8 各国(地域)の電波防護規制 (6)

	农○ 百百(吃次/00 电放射段从间 (0)										
国(地	也域)名	マレーシア (2006)	タイ (2006/2010)	インド (2006/2010)	トルコ (2006/2010)	ブラジル (20062010)	南アフリカ (2006/2010)				
規制制定	の政府機関	エネルギー・水・通信省 (通信・マルチメディア委 員会)、保健省	タイ国立 電気通信委員会	通信・情報技術省 電気通信庁(テレコム・エ ンジニアリング・センター)	運輸通信省 情報技術通信庁	電気通信庁	保健省				
規制の	公衆ばく露	勧告(自主規制)	法的規制	勧告(自主規制)	法的規制	法的規制	勧告(自主規制)				
種類	職業ばく露	勧告(自主規制)	法的規制	勧告(自主規制)	規定なし	法的規制	勧告(自主規制)				
規制	の根拠	ICNIRP ガイドライン	ICNIRP ガイドライン	ICNIRP ガイドライン	ICNIRP ガイドライン +安全係数(1装置は4倍)	ICNIRP ガイドライン	ICNIRP ガイドライン				
電波防護規制の 法令・ガイドライン (制定/発効年)		・無線業界自主基準:携 帯電話無線基地局サイト のRF(無線周波)放射に 関する技術基準(2006 年)	・ガイドライン「通信機器 使用の人体への安全基 準について」を制定 (2007.5.5)	・携帯電話事業免許発 行ガイドライン(2000年)・ICNIRP ガイドラインを 採用(2008年、2010年)	・10kHz~60GHz で稼動する 固定電気通信機器の電磁界 強度の制限値に関する決定・ 測 定 方 法・監 査 の 規 則 (2001.7.12) ・電気通信法(2008.11.10)	・電気通信庁決議 303 号 別紙:9 kHz~300GHz 電 界・磁界・電磁界のばく露 制限規則(2002.7.2)	・ICNIRP ガイドラインを適用				
周波数	公衆ばく露	0∼300 GHz	9 kHz∼300 GHz	0∼300 GHz	10 kHz∼60 GHz	9 kHz∼300 GHz	0∼300 GHz				
範囲	職業ばく露	0∼300 GHz	9 kHz∼300 GHz	0∼300 GHz	規定なし	9 kHz∼300 GHz	0∼300 GHz				
公衆ばく	全身平均	0.08 W/kg	0.08 W/kg	0.08 W/kg	規定なし	0.08 W/kg	0.08 W/kg				
露 SAR	頭部・胴体 の局所最大	2 W/kg(10 g 平均)	2 W/kg(10 g 平均)	2 W/kg(10 g 平均)	規定なし	2 W/kg(10 g 平均)	2 W/kg(10 g 平均)				
公衆ばく露	基地局 900MHz	41 V/m, 450 μW/cm ²	41 V/m, 450 μW/cm ²	41 V/m, 450 μW/cm ²	41 or 10 V/m 450 or 28 μW/cm ²	41 V/m, 450 μW/cm ²	41 V/m, 450 μW/cm ²				
規制値	基地局 1800MHz	58 V/m, 900 μW/cm ²	58 V/m, 900 μW/cm ²	58 V/m, 900 μW/cm ²	58 or 14 V/m 900 or 56 μW/cm ²	58 V/m, 900 μW/cm ²	58 V/m, 900 μW/cm ²				
俳	情考	・通信・マルチメディア委員会は、通信業界のICNIRPガイドライン準拠の自主規制を促進するよう勧告・保健省は、電磁界のばく露測定を推進	・携帯電話の取扱い説 明書にSARの表記は義 務付けられていない	・2006 年 7 月:携帯電話 基地局の健康影響調査 委員会が最初の報告	装置(基地局)数による規制: ・単一装置:安全係数 4 倍 ・複数装置(合計): ICNIRP ガイドラインの参考レベルと同	・保健省管轄下の作業グループが、ばく露制限値や疫学研究などを検討	・医療分野以外での電磁 界適用管理の新規則を 準備中				

表 9 各国(地域)における公衆ばく露の電波防護規制の制定経過

地域	規制の根拠	根拠との 関係	~1998 年	1999 年	2000 年	2001 年	2002 年	2003 年	2004 年	2005 年	2006 年	~2010 年	~2013 年
北米	ANSI/IEEE NCRP, 他	参考	・米国・カナダ									・09 カナダ(政令一部修正)(2006/2010)	
	ICNIRP (1998) (EU 理事	ICNIRP 準拠	・ドイツ (電磁界政令)		・デンマークΔオランダ・チェコ ************************************	・スペイン	・フランス Δスウェーデ	・ドイツ(証明 手続き政令) ・・ゲルウェー ・フィンランド ・ルーマニア	・英国 ・ハンガリー		★才	・10 /ルウェー(規則改 正) ・08 チェコ(政令改正)	·13ドイツ(政令 改正)
欧州	会勧告 1999/ 519/EC)	ICNIRP 準拠+安 全係数		.717	•=112==	・ベルギー ・イタリア (枠組 法) ・クロアチア (通信省規則)	•	- イタリア (規制:値の政令) - タロアチア (保健省政令)	•	・ギリシャ … (規制値を 改正)	>	・09 ベルギー(地域管轄権下の規制) ・09 スイス(政令一部修正)	・12 イタリア(政 令一部修正)・12 ギリシャ(政 令改正)・11 クロアチア (政令改正)
	NRPB (1993)	独自設定	△英国		and the same of th		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,						
	IRPA/ INIRC (1988/ 1992)	参考	Δオランダ ・フィンランド · · · · ・ルーマニア · · · · Δオーストリア · ·										
	独自研究	独自設定	※ロシア ************************************	····•	※ハンガリー		•	※ロシア(規則 を整理・再編)※ポーランド					
オセアニア	ICNIRP (1998)	ICNIRP 準拠		Δニュージ・ ーランド			・ブラジル Δ韓国	・オーストラリア △マレーシア △南アフリカ	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	▲ ニュージ ーランド •フィリピン		・07 タイ(2006/2010)△インド(2006/2010)・07 韓国(法改正)(2006/2010)	
アジア		準拠+安 全係数				•トルコ					//	・トルコ(政令改正) (2006/2010)	
その他	独自研究規制なし	独自設定	※中国								タイ、インド	(

(注) :規制の変遷を示す。

・(中点): 法的拘束力のある強制的規制の国を示す。

△、▲: 勧告(自主規制)。 ▲は法的文書で引用または行政指導等で使用の可能性あり。ニュージーランドでは、自治体の都市計画規則にも適用。

ICNIRP 準拠+安全係数: ICNIRP ガイドラインの参考レベルに準拠し、さらに、ばく露場所により安全係数 N を追加し(参考レベルの N 分の 1 倍の)厳しい制限値を制定。

※: ICNIRP ガイドラインより厳しい規制値を制定。ロシアとブルガリアの公衆ばく露の規制値は、30kHz~30GHz の周波数範囲では同一。

表 1 0 ICNIRP ガイドライン(300GHz 迄:1998 年) 電磁界公衆ばく露の参考レベル制限値 (無擾乱 実効値)

周波数範囲	電界強度 E(V/m)	磁界強度 H(A/m)	磁束密度 B(μT)	等価表面波電力密度 Seq(W/m²)
1Hz まで	_	3.2×10^{4}	4×10^4	_
1∼8Hz	10,000	$3.2 \times 10^4/f^2$	$4 \times 10^4 / f^2$	_
8∼25Hz	10,000	4,000/f	5,000/f	_
0.025~0.8kHz	250/f	4/f	5/f	_
0.8∼3kHz	250/f	5	6.25	_
3∼150kHz	87	5	6.25	_
0.15~1MHz	87	0.73/f	0.92/f	_
1∼10MHz	$87/f^{1/2}$	0.73/f	0.92/f	_
10∼400MHz	28	0.073	0.092	2
400~2000MHz	$1.375f^{1/2}$	$0.0037 f^{1/2}$	$0.0046f^{1/2}$	f/200
2∼300GHz	61	0.16	0.20	10

- ・表中計算式のfは周波数範囲に記載の単位の周波数。
- ・100kHz~10GHz では、Seq、 E^2 、 H^2 、 B^2 、は、任意の 6 分間の平均をとる。・10GHz 以上では、Seq、 E^2 、 H^2 、 B^2 、は、68/f1.05 分間の平均をとる(f の単位は GHz)。

表 1 1 ICNIRP ガイドライン(300GHz 迄:1998 年) 電磁界職業ばく露の参考レベル制限値 (無擾乱 実効値)

周波数範囲	電界強度 E(V/m)	磁界強度 H(A/m)	磁束密度 B(μT)	等価表面波電力密度 Seq(W/m²)
1Hz まで	_	1.63×10^{5}	2×10^{5}	_
1∼8Hz	20,000	$1.63 \times 10^5/f^2$	$2\times10^5/f^2$	_
8∼25Hz	20,000	$2 \times 10^4 / f$	$2.5 \times 10^4/f$	_
0.025~0.82kHz	500/f	20/f	25/f	_
0.82~65kHz	610	24.4	30.7	_
0.065~1MHz	610	1.6/f	2.0/f	_
1~10MHz	610/f	1.6/f	2.0/f	_
10∼400MHz	61	0.16	0.2	10
400~2000MHz	$3f^{1/2}$	$0.008 f^{1/2}$	$0.01f^{1/2}$	f/40
2∼300GHz	137	0.36	0.45	50

- ・表中計算式のfは周波数範囲に記載の単位の周波数。
- ・100kHz~10GHz では、Seq、 E^2 、 H^2 、 B^2 、は、任意の 6 分間の平均をとる。
- ・10GHz 以上では、Seq、 E^2 、 H^2 、 B^2 、は、68/f1.05 分間の平均をとる(f の単位は GHz)。

出典:「時間変化する電界・磁界・電磁界へのばく露制限のためのガイドライン (300 GHz まで)」Guidelines for Limiting Exposure to Time-Varying Electric, Magnetic, and Electromagnetic Fields (up to 300 GHz). Health Physics 74 (4): 494-522; 1998. http://www.icnirp.de/PubEMF.htm

表 1 2 ICNIRP ガイドライン (1 Hz-100 kHz: 2010 年) 電磁界公衆ばく露の参考レベル制限値 (無擾乱 実効値)

周波数範囲	電界強度 E(kV/m)	磁界強度 H(A/m)	磁束密度 B(µT)
1 Hz – 8 Hz	5	$32,000/f^2$	40,000 / f ²
8 Hz – 25 Hz	5	4,000/f	5,000 / f
25 Hz – 50 Hz	5	160	200
50 Hz – 400 Hz	250/ f	160	200
400 Hz – 3kHz	250/ f	64,000/f	80,000 / f
3kHz – 10MHz	0.083	21	27

- ・f は単位 Hz の周波数。
- ・100 kHz 超の周波数では RF (無線周波) 特有の基本制限を追加して考慮する必要がある。

表 1 3 ICNIRP ガイドライン (1 Hz-100 kHz: 2010 年) 電磁界職業ばく露の参考レベル制限値 (無擾乱 実効値)

周波数範囲	電界強度 E(kV/m)	磁界強度 H(A/m)	磁束密度 B(µT)
1 – 8 Hz	20	$163,000/f^2$	200,000 / f ²
8 – 25 Hz	20	20,000/f	25,000 / f
25 – 300 Hz	500/f	800	1,000
300 Hz – 3kHz	500/ f	240,000/f	300,000 / f
3kHz – 10MHz	0.17	80	100

- ・f は単位 Hz の周波数。
- ・100 kHz 超の周波数では RF (無線周波) 特有の基本制限を追加して考慮する必要がある。

出典:「時間変化する電界・磁界へのばく露制限のためのガイドライン(1 Hz – 100 kHz)」 Guidelines for Limiting Exposure to Time-Varying Electric and Magnetic Fields (1 Hz - 100 kHz). Health Physics 99(6):818-836; 2010.

なお、以上の ICNIRP ガイドラインの他に次のガイドラインが発表されているが、ここでは、直接的な関係がないので、省略する。

「静磁界へのばく露制限に関するガイドライン」 Guidelines on Limits of Exposure to Static Magnetic Fields. Health Physics 96(4):504-514; 2009.